

免許・資格職を対象とした

滋賀県病院事業庁 育児休業代替任期付職員等の登録案内

【制度概要】

滋賀県病院事業庁では、職員が産前産後休暇および育児休業ならびに配偶者同行休業を取得するなどした際に、その代替職員として、医師、薬剤師、臨床検査技師等の免許資格を有する方を対象に、以下の職に就き勤務する候補者の登録制度を実施しています。

- 「臨時的任用職員」とは、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合に、その代替として、6月以内（最長1年を超えない範囲で更新の可能性あり。）の任期で、臨時的に滋賀県立病院（総合病院、小児保健医療センター、精神医療センター）で勤務していただく職員のことです。
- 「産前産後休暇代替任期付職員」とは、滋賀県病院事業庁職員が産前産後休暇を取得した場合に、その代替として、当該職員の産前産後休暇期間の範囲内で、滋賀県立病院で勤務していただく職員のことです。
- 「育児休業代替職員」とは、育児休業法および条例に基づき滋賀県病院事業庁職員が育児休業を取得した場合に、その代替として、当該職員の育児休業期間（3年未満）の範囲内で、滋賀県立病院で勤務していただく職員のことです。
- 「配偶者同行休業代替任期付職員」とは、配偶者同行休業条例に基づき滋賀県病院事業庁職員が配偶者同行休業をした場合に、その代替として、当該職員の配偶者同行休業期間（3年未満）の範囲内で、滋賀県立病院で勤務していただく職員のことです。

なお、上記の職（以下「育児休業代替任期付職員等」という）の候補者としての登録ですので、登録されても採用されない場合もあります。

随時受付（申込みは郵送に限ります）



1 臨時的任用職員について

臨時的任用職員とは、地方公務員法第 22 条の 3 の規定に基づき、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合に、6 月以内（最長 1 年を超えない範囲で更新の可能性あり。）の期間で採用されます。

2 産前産後休暇代替任期付職員について

産前産後休暇代替任期付職員とは、産前産後休暇を取得する滋賀県病院事業庁職員の代替職員として、当該職員の休暇期間（約 4 月間）の範囲内で採用されます。

3 育児休業代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員について

育児休業代替任期付職員とは、育児休業をする滋賀県病院事業庁職員の代替職員として、配偶者同行休業代替任期付職員とは、配偶者同行休業をする滋賀県病院事業庁職員の代替職員として、当該職員の休業期間（3 年未満）の範囲内で採用されます。

育児休業代替任期付職員等については、任期を定めた任用であること、また、育児休業、育児短時間勤務および配偶者同行休業ができないこと以外は、基本的には一般の正規職員と同等の職務内容、勤務条件となります。

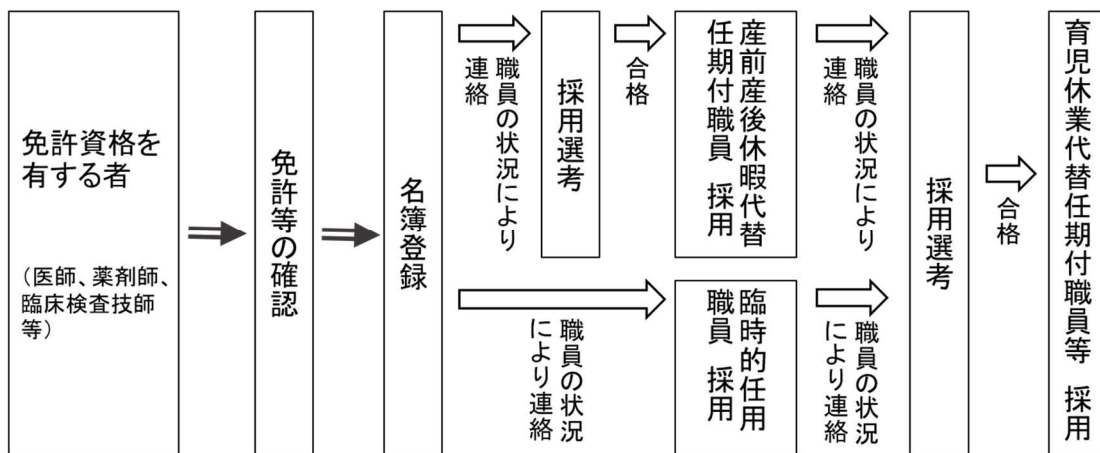
あらかじめ、採用候補者として登録していただき、滋賀県病院事業庁において育児休業または配偶者同行休業等をする職員があった場合に、その都度、希望勤務地等を考慮のうえ、面接等の選考を実施し、合格者を育児休業代替任期付職員等として採用します。

そのため、登録されても、職員の状況により、採用までに一定の期間が経過する場合や、採用されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

なお、登録は随時受け付けています。

4 採用までの流れ

職員の産前産後休暇期間中は、産前産後休暇代替任期付職員として任用します。
ただし、欠員の状況等によっては、臨時的任用職員として任用される場合があります。



5 登録区分・登録資格・主な職務内容および勤務予定先

登録区分	登録することができる者	主な職務内容	勤務予定先
医 師	医師の免許を有する者	県立病院における医療業務	
歯 科 医 師	歯科医師の免許を有する者	県立病院における歯科にかかる医療業務	
医療事務 A	下記①から③のいずれかに該当する者 A) 公益財団法人日本医療保険事務協会が主催する診療報酬請求事務能力認定試験（医科）に合格した者 B) 一般社団法人日本医療教育財団が主催し平成23年2月までに実施された1級医療事務技能審査試験に合格した者 C) 一般社団法人日本医療教育財団が主催し平成23年2月までに実施された2級医療事務技能審査試験に合格した者であって、100床以上の病院において、医療事務職員として1年以上の実務経験（週20時間以上の勤務期間に限る）を有する者	県立病院における医療事務ならびに病院事務全般にかかる業務	滋賀県立総合病院、
医療事務 B	一般社団法人日本病院会、公益社団法人全日本病院協会、一般社団法人日本医療法人協会、公益社団法人日本精神科病院協会および公益財団法人医療研修推進財団が主催する診療情報管理士認定試験に合格し、診療情報管理士に認定された者		
薬 剤 師	薬剤師の免許を有する者	県立病院における薬事業務	滋賀県立小児保健医療センター、
管理栄養士	管理栄養士の免許を有する者	県立病院における栄養管理業務	滋賀県立精神医療センター
診療放射線技師	診療放射線技師の免許を有する者	県立病院における放射線を用いた撮影・治療業務	
臨床検査技師	臨床検査技師の免許を有する者	県立病院における臨床検査に関する業務	
臨床工学技士	臨床工学技士の免許を有する者	県立病院における生命維持管理装置の操作及び保守点検等の業務	
理学療法士	理学療法士の免許を有する者	県立病院における理学療法に関する業務	
作業療法士	作業療法士の免許を有する者	県立病院における作業療法に関する業務	
視能訓練士	視能訓練士の免許を有する者	県立病院における視能訓練に関する業務	
言語聴覚士	言語聴覚士の免許を有する者	県立病院における言語機能に関する業務	
歯科衛生士	歯科衛生士の免許を有する者	県立病院における歯科診療補助、歯科保健指導等の業務	
保 健 師	保健師の免許を有する者	県立病院における保健指導業務	

介護職員	介護福祉士の免許を有する者	県立病院における介護業務	
児童指導員	児童指導員の資格を有する者	県立病院における児童指導に関する業務	
保育士	保育士の免許を有する者		
精神保健福祉士	精神保健福祉士の免許を有する者	県立病院における精神保健福祉に関する業務	
その他の免許資格を有する者	詳しくはお問い合わせ下さい。		

6 欠格事由

- 次のいずれかに該当する者は、登録できません(地方公務員法第16条に規定する欠格条項)。
- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

7 申込手続

郵送により申し込んでください。

なお、申込みに当たっては、次に留意してください。

封筒の表に「滋賀県病院事業庁育児休業代替任期付職員等申込書在中」と朱書きし、簡易書留または特定記録郵便で送付してください(簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。)

【提出書類】 ①必要事項を記入した登録申込書(様式1)

②登録に必要な免許証等の写し

③実務経験確認票(様式2)

※ ③は、医療事務Aであって、5の表「登録することができる者のC)により登録しようとする場合のみ提出してください。

【送付先】 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号

滋賀県病院事業庁経営管理課 総務係

電話 077-582-5106(直通)

【受付期間】 随時受付

8 登録後採用されるまで

- (1) 免許資格を有する者は申込み後、滋賀県病院事業庁育児休業代替任期付職員等採用候補者名簿に登録され(登録された旨の通知をいたします。)、希望勤務地等を考慮のうえ、選考を実施し、合格者が採用されます。
- (2) 育児休業代替任期付職員等については、産前産後休暇を取得する職員または育児休業もしくは配偶者同行休業をする職員等の代替職員として勤務することとなりますので、職員の状況によっては、登録者すべてが採用されるとは限りません。
- (3) 名簿登録の有効期間は、登録された日から3年間ですが、免許・資格の失効等、登録資格を満たさなくなった時点で登録は無効となります。
- (4) 名簿登録された後、内容の変更または取消を希望される場合は、「滋賀県病院事業庁育児休業代替任期付職員等登録 変更・取消届」(様式2)を提出してください。

9 採用されてから

育児休業代替任期付職員等は、任期が定められていること以外は一般の職員と同様に、給与、勤務時間、服務等に関する地方公務員法等の規定が適用されます。

(1) 任用期間

臨時的任用職員は、6月以内の任用期間（最長1年を超えない範囲で更新の可能性あり。）で、任期を定めて採用します。

産前産後休暇代替任期付職員は、産前産後休暇を取得する職員の休暇期間（約4月間）を限度として、任期を定めて採用します。

育児休業代替任期付職員または配偶者同行休業代替任期付職員は、育児休業をする職員の育児休業期間または配偶者同行休業をする職員の配偶者同行休業期間を任用の限度として任期を定めて採用します。任用期間は、概ね10か月以上3年未満ですが、各職員の育児休業等期間に応じて、採用時に決定することとなります。

なお、育児休業や休暇等の期間が短縮された場合には、採用時に決定した任用期間が短縮されることがあります。

(2) 給与

給料は、次の表のとおりです（令和5年4月1日現在）。

なお、給料は、経歴その他に応じて、一定の範囲内で額が加算されます。

給料のほかに、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

職 種	学歴免許等	初任給（注1）	[参考] 免許等取得後の経験が 10年ある場合（注2）
医 師	大学6卒	305,428円	435,000円
歯 科 医 師	大学6卒	305,428円	435,000円
医 療 事 務 A	高校卒	170,816円	234,564円
医 療 事 務 B	短大3卒	193,822円	247,249円
薬 剤 師	大学6卒	232,844円	285,197円
管 理 栄 養 士	大学卒	212,634円	269,179円
診 療 放 射 線 技 師	短大3卒	201,777円	248,754円
臨 床 検 査 技 師	短大3卒	201,777円	248,754円
臨 床 工 学 技 士	短大3卒	201,777円	248,754円
理 学 療 法 士	短大3卒	201,777円	248,754円
作 業 療 法 士	短大3卒	201,777円	248,754円
視 能 訓 練 士	短大3卒	201,777円	248,754円
言 語 聴 覚 士	短大3卒	193,822円	247,249円
歯 科 衛 生 士	短大2卒	190,704円	244,455円
	高校 専攻科卒	183,286円	241,337円
保 健 師	大学卒	234,994円	283,476円
介 護 職 員	高校卒	181,245円	240,585円
児 童 指 導 員	大学卒	212,526円	257,140円
保 育 士	短大2卒	196,079円	249,937円
精 神 保 健 福 祉 士	大学卒	206,076円	251,334円

注1) 初任給欄は、資格免許等を取得した直後の者が採用となった場合の額で、地域手当を含みます。

注2) 参考欄の給料は、同種の職務に従事した経験が10年ある場合のものです。学歴や職務の内容、勤務形態等により異なります。

(3) 勤務時間、休暇

ア 勤務時間は、原則として8時30分から17時15分までです。

イ 休暇は、任期に応じて最大年間20日間の年次有給休暇、けがや病気、結婚、忌引等の場合に与えられる特別休暇などがあります。

(4) 服 務

任用期間中は、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。

(5) 福利厚生

地方職員共済組合の組合員および(一財)滋賀県職員互助会の会員となります。

(6) その他

ア 育児休業代替任期付職員等は、原則として任用期間中に人事異動はありませんが、職員の育児休業等期間が短縮された場合等は人事異動する場合があります。

イ 育児休業代替任期付職員等への採用は、滋賀県病院事業庁職員(任期の定めのない職員)への採用と無関係であり、当該採用の際に一切優先されるものではありません。

10 日本国籍を有しない者の任用

(1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。